

令和7年度 糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立西海小学校

はじめに

当校のいじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ」という）の防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号、以下「法」という）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめが、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるとともに、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体又は生命に重大な危険を及ぼすおそれのある行為である。

したがって、当校では、全ての児童がいじめ（いじめ類似行為を含む）を行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。また、いじめ類似行為として、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(2) いじめの認知

- ① 表面的な言葉や態度だけで判断せず、当事者同士の関係性に着目して判断する。じゃれ合いのように見えても、いつも同じ子が標的になっているような場合は、たとえ本人がいじめと認めなくても、いじめと疑って対応する。
- ② 好意で行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。

3 いじめの防止等のための責務

いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうるものであり、誰もが「いじめる側・いじめられる側・観衆や傍観者」になる可能性がある。したがって、いじめを当事者同士の問題ととらえず、集団の問題として扱う。家庭や地域など、社会全体でいじめの特性を理解し、いじめを起こさない風土づくりに努めていく。

(1) 学校の責務

- ① いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、児童が安心して生活できる学校づくりを進める。
- ② いじめを防止する取組を、児童が主体となって実践できるように指導、支援する。
- ③ 家庭、地域、教育委員会、警察等の関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・即時の組織対応をする。

(2) 保護者の責務

- ① 保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識や人権感覚を養うための教育、その他の必要な教育に努める。
- ② 保護する児童がいじめを受けた場合には、学校と連携し、適切にいじめから保護するものとする。保護する児童の加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。
- ③ インターネットを通じて送信される情報の特性等について、自ら学ぶよう努め、通信機能を持つ機器を児童に保持または使用させる際は、保護者の責任において行う。

(3) 児童の役割

- ① いじめは許されないこと、インターネットを通じて送信される情報の特性を理解し、いじめを行わない。
- ② いじめのない学校にするため、いじめを見逃さず、解決に向けて行動する。
- ③ いじめを発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談する。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織の設置

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

構成員は、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任とし、その他必要に応じて専門的な知識を有する者や学校関係者で組織する。

(2) 役割

- ① 学校基本方針に基づく、いじめの防止等の取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめまたはいじめの疑いや問題行動に関する情報の収集と記録及び情報の共有
- ③ いじめまたはいじめの疑いや問題行動に関する相談、通報の窓口
- ④ 関係児童への支援、指導体制及び対応方針の決定、家庭・関係機関との情報の共有と連携

2 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの防止のために

- ① 学校の重点取組の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- ② 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高め、社会性を育む。
- ③ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ④ 学級活動や道徳の時間を中心にして、情報教育を行い、情報モラルを育成する。
- ⑤ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- ⑥ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。そのために、年度当初、糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針の説明、いじめ相談窓口の明示、スクールカウンセラーの紹介等を、PTA総会、学校HP等をもって行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応のために

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童及び保護者に定期的なアンケートを実施する。
 - ・ 児童対象のいじめアンケート調査（毎月、随時）
 - ・ 児童対象の教育相談を通じた調査（各学期1回、随時）
 - ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（7・12月、随時）
- ② 児童及び保護者に対して、いじめに関する相談窓口を明示し、相談体制を整備する。
- ③ 教職員相互が児童の情報交換を密に行い、いじめの情報について共有する。
- ④ スクールカウンセラーや教育相談員と直接的な連携を図る。
- ⑤ いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(3) いじめへの対処

- ① いじめを認知し、またはいじめの通報を受けた場合には迅速かつ組織的に対応する。
- ② 関係児童への聴き取りを複数の職員で迅速に行い、いじめの全体像を把握する。
- ③ 調査で明らかになった事実関係について関係児童及び保護者へ適切な方法で説明する。
- ④ いじめを受けた児童及び保護者に対して、心身ともに安心して学校生活を送ることができるよう努める。
- ⑤ いじめを行った児童に対して、いじめられた児童の心の痛みを理解できるよう指導し、反省を促す。
- ⑥ いじめの調査に係わる情報や資料を確実に保管する。（保管期限5年間）
- ⑦ いじめの解消に向けて、関係児童の様子を見守り、必要に応じた指導、支援を行う。

第3章 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。（児童が自殺

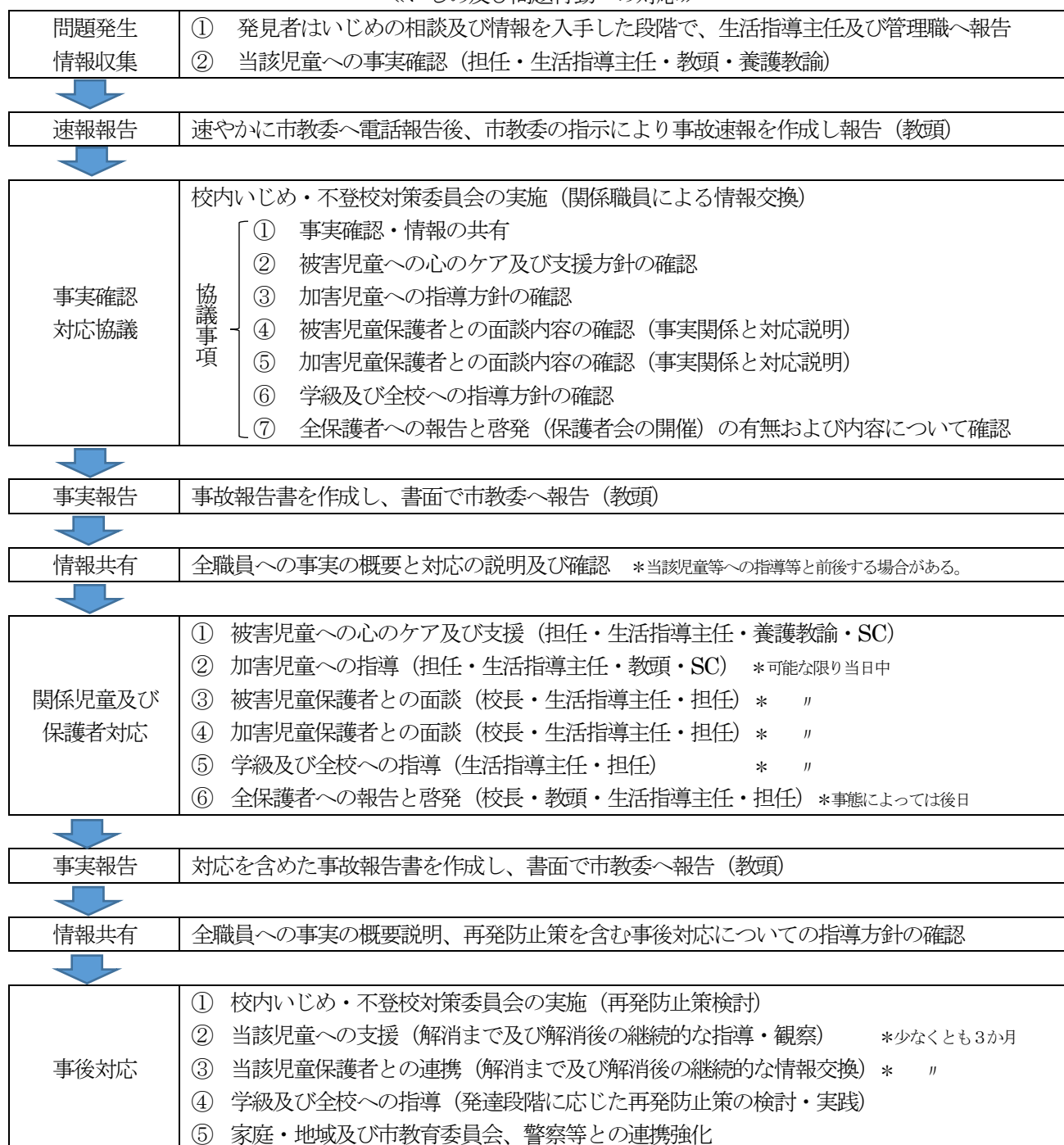
を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)

- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。(相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態に係わる情報を迅速に収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、市教育委員会へ報告する。また、重大事態につながる恐れのある事案についても同様に対応する。

《いじめ及び問題行動への対応》



《職員の主な役割》 ※生活指導主任の指示のもと、関係児童への聞き取りを行う

校長 (職員への指示、市教委への経過報告) 教頭 (保護者・マスコミ対応、PTAとの連携)

生活指導主任 (情報の統括、報告書の作成、全職員への情報共有) 当該担任 (情報収集、当該児童及び学級への指導)

《いじめ防止等のための年間計画》

月	教職員の取組	児童対象の取組	保護者・地域住民対象の取組
4	○学校いじめ防止基本方針研修 ○児童情報交換会（通年：毎週木曜） ○児童理解研修①	○人権教育の充実（通年） ○学年目標と計画づくり ○学級組織とルールづくり ○異学年交流（通年） ○学校生活アンケート① ○全校遠足	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ・西海小学校いじめ防止基本方針の説明 ・いじめに関する相談窓口の明示 ・スクールカウンセラーの紹介 ○学習参観①・学年懇談会 ○地域及び家庭確認 ○PTA活動の充実（通年）
5		○学校生活アンケート② ○スポーツフェスティバル	○スポーツフェスティバル協力
6	○保小連絡協議会① ○教育相談① ○市学級づくり研修①への参加	○学校生活アンケート③ ○中学校区小小交流会（6年） ○Hyper・QU①	○学習参観②
7	○学校評価（前期） ○児童理解研修②(Hyper・QU分析)	○学校評価児童アンケート① ○1学期の振り返り ○夏休みの生活指導	○学校評価保護者アンケート① ○学習参観③・学年懇談会
8	○保小連絡協議会②	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成
9		○市親善陸上大会（6年） ○学校生活アンケート④	○学習参観④
10		○学習発表会 ○中学校体験入学①（6年） ○学校生活アンケート⑤	○学習発表会協力
11	○保小連絡協議会③ ○教育相談②	○学校生活アンケート⑥ ○Hyper・QU② ○いじめ見逃しゼロ強調月間	○中学校説明会（保護者対象）
12	○学校評価（後期） ○市学級づくり研修②への参加 ○児童理解研修③(Hyper・QU分析)	○学校評価児童アンケート② ○2学期の振り返り ○冬休みの生活指導	○個別面談 ○学校評価保護者アンケート②
1	○教育相談③	○学校生活アンケート⑦ ○中学校体験入学②（6年）	
2	○小中情報交換会	○学校生活アンケート⑧ ○移行学級	○全校スキー教室協力
3	○卒業・進級認定会 ○新年度体制づくり	○学校生活アンケート⑨ ○年度の振り返り ○卒業式 ○春休みの生活指導	○学習参観⑤・学年懇談会 ○卒業式